

作成日：平成 23 年 1 月 27 日

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名： チャドクガ毒針毛固着剤

会社名： 大日本除虫菊株式会社

住所： 大阪市西区土佐堀 1 丁目 4 番 11 号

担当部門： 第二営業部

電話番号： 06-6441-4783

整理番号： 1280

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別： 混合物

成分

<エアゾール原液>

アクリル樹脂、有機溶剤等

<噴射剤>

DME、LPG

3. 危険有害性の要約

危険有害性： 通常の使用において危険はない。高圧ガスを使用した可燃性の製品であり、火気の付近及び高温になる場所に置くと破裂・爆発する可能性がある。水回りや湿気の多い場所に置くと容器が錆び、内容液が漏出することがある。

原液 多量の蒸気吸入により、めまい、手足の感覚麻痺、歩行困難など多発性神経炎の症状。

分類の名称（分類基準は日本方式）： 通商産業省告示第 517 号に依り定められるエアゾール製品。
(高圧ガス保安法において高圧ガス適用除外)

4. 応急措置

吸入した場合： 直ちに新鮮な空気の場所に運び、安静に努める。症状が現れた場合、直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合： 大量に付着した場合、凍傷を防ぐ為、温水で温め洗浄し、石鹸を使ってよく洗浄する。

目に入った場合： 清浄な水で 15 分以上洗眼し、直ちに医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合： 揮発性液体なので、吐き出させるとかえって危険である。直ちに医療処置を受ける。

5. 火災時の措置

消火剤： 泡、炭酸ガス、アルコール、粉末（ドライケミカル）消火器

消火方法： 大規模： 燃焼中の製品は消火剤で消火すると共に、周囲を水噴霧で冷却する。

小規模： 泡、炭酸ガス、粉末（ドライケミカル）消火器で消火する。

6. 漏出時の措置

水回りや湿気の多い場所に置くと容器が錆び、内容液が漏出することがある。

風下の人を退避させ、付近の火気に充分注意すると共に、通風等により換気を良く行う。漏出液を乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させる。

漏洩した製品は、火気のない屋外で、ボタンを押し噴射音のなくなるのを確認して、不燃ゴミとして廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

(使用上の注意)

- ・ 定められた使用法を必ず守ってください。
- ・ 人体に向かって噴射しない。又、噴射物を直接吸入しない。
- ・ 固着剤は取れない場合があるので、他にかからない様十分に注意する。
- ・ 万一、身体に異常を来たした場合や、誤って薬剤を飲み込んだ場合は、直ちに使用を中止し、出来るだけ本品を持って本剤がアクリル樹脂、有機溶剤の混合物であることを医師に告げて診察を受ける。
- ・ 万一、誤って眼に入った場合は、直ちに水でよく洗い、異常があれば眼科医の手当てを受ける。
- ・ 使用の際は、マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用する。
- ・ アレルギー症状やカブレなどを起こしやすい体質の人は直接噴射物に触れないようにする。
- ・ 皮膚についた時は、石鹼と水でよく洗う。
- ・ 投げたり、落としたりしない。

保管：

(保管及び取扱上の注意)

- ・ 小児の手の届かない場所に保管する。
 - ・ 火気を避け、なるべく冷所で保管する。
 - ・ 水回りや湿気の多いところに置くと、缶が錆びて破裂する危険があるので置かない。
 - ・ 直射日光の当たる所、夏場の車内、ファンヒーターなどの暖房器具や加熱源の周囲は温度が上がり破裂する危険があるので置かない。
-

8. 暴露防止及び保護措置

定められた使用法に従って使用する。

人体に向かって噴射しない。また噴射気体を直接吸入しない。

保護具

呼吸用保護具、保護眼鏡、保護手袋、保護衣を必要に応じて着用する。

9. 物理的及び化学的性質

(エアゾール原液)

物理的状态

形状：粘稠液体 色：微白濁 臭い：溶剤臭

引火点：20℃

密度：0.896±0.02 (20℃)

10. 安定性及び反応性

安定性：室温において安定。 反応性：なし。

11. 有害性情報

データなし

12. 環境影響情報

データなし

13. 廃棄上の注意

・捨てる際には、火気のない屋外で噴射音が消えるまでボタンを押し中身を抜いて捨てる。

14. 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従う。

国連分類：クラス 2. 1（引火性ガス） : 国連番号 1950（エアロゾール類）

輸送の特定の安全対策及び条件：輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。輸送に際しては、容器を 40℃以下に保ち、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にを行う。

15. 適用法令

高圧ガス保安法：通商産業省告示第 517 号（平成 9 年 9 月 17 日）（高圧ガス適用除外）

消防法：原液・・危険物第 4 類第 1 石油類（非水溶性液体）

労働安全衛生法

16. その他の情報

改訂の記録

作成日：平成 23 年 1 月 27 日

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、危険・有害性等に関してはいかなる保証をなすものではありません。定められた用法・用量及び使用上の注意事項に従ってご使用下さい。